

第2章 野火止用水・平林寺の文化的景観の捉え方

1 歴史の視点

(1) 野火止用水の概要

野火止用水は、承応4年(1655)、川越藩主松平伊豆守信綱により、武蔵野開発の一環として、野火止台地開発のために入植した人々の飲料水・生活水確保を目的に開削された用水路です。現在の小平市中島町を流れる玉川上水から掘り起こされ、野火止台地を経て、新河岸川に至るまで、全長24kmに及びます。玉川上水と野火止用水の分水割合は「七分は江戸へ通じ、三分は信綱へ賜はり、領内へそゞり」(『新編武蔵風土記』)とされ、開拓民や移転してきた平林寺、陣屋等の貴重な飲料水・生活水として使われていました。



図 2-1 野火止緑道沿いの野火止用水本流

下流域では、新河岸川を越え宗岡新田や宮戸新田等の水田を潤す等、灌漑用水としての役割も果たしていました。昭和19年(1944)には、「史蹟名勝天然記念物法」に基づき埼玉県指定史跡となり、昭和49年(1974)には、都内の野火止用水とその周辺の緑地が「東京都における自然の保護と回復に関する条例」に基づき野火止用水歴史環境保全地域に指定され、保護されることとなりました。

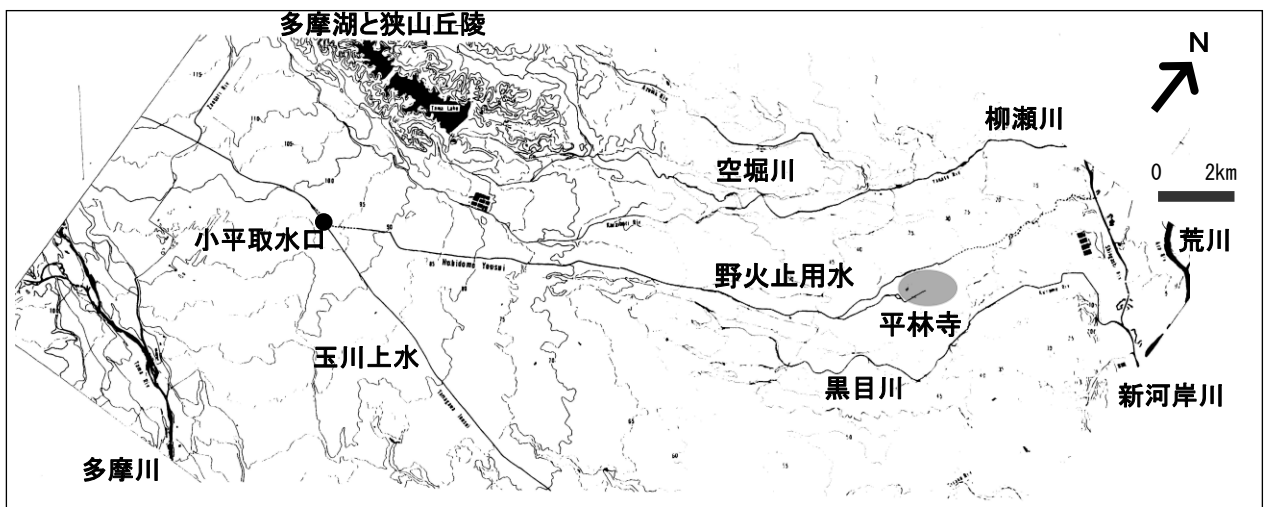


図 2-2 野火止用水全域図 出典:『埼玉県指定史跡「野火止用水」本流発掘調査報告書』(平成元年3月)



図 2-3 「野火止用水古絵図」の一部(明治4年(1871))

(2) 野火止用水の変遷

ア 中世までの概要

新座市における埋蔵文化財包蔵地の分布を見てみると、柳瀬川と黒目川沿いに旧石器時代の市場坂遺跡、縄文時代の嵯峨山遺跡、弥生・古墳時代の新開遺跡等の集落が営まれていましたが、野火止台地上には遺跡がほとんど見られません。飲料水や生活水、農業用水等を確保するために、川の近くに居住するのは当然の選択だと思われそうですが、野火止台地上ではその条件を満たすことできなかったようです。

「のびとめ(野火止・野火留)」という地名の由来は、中世まで遡ります。文明 18 年(1486)、関東へ下向した聖護院門跡道興准后が武蔵国において十玉坊に逗留し、新座の近辺を遊覧した際に記録した紀行文『廻国雑記』の中に、以下の一節があります。

「此のあたりな野火とめつかといふ塚あり。けふはなやきそと詠ぜしによりて、烽火たちまちにやけとまりけるとなむ。それより此塚をのびとめと名づけ侍るよし、国の人申侍ければ、わか草の 妻もこもらぬ 冬されに 聴てもかかるゝ のびとめの塚」

この文中にある「けふはなやきそ」は、『伊勢物語』(平安時代初期に成立した在原業平と思われる人物を主人公にした 125 篇の歌物語)第 12 段の

「昔、男ありけり。人のむすめを盗みて、武蔵野へ率てゆく程に、盗人なりければ、国の守にからめられにけり。女をば草むらのなかにおきて逃げにけり。道くる人、この野は盗人あなりとて火つけむとす。女わびて、

武蔵野は 今日 はな焼きそ 若草の つまもこもれり われもこもれり
とよみけるを聞きて、女をばとりて、ともに率てけり。」

から引用したものと考えられます。

『廻国雑記』には「国の人申侍ければ」とあり、道興准后が「此のあたり」を訪れた時は、当時存在した塚を「のびとめ塚」と呼んでおり、『伊勢物語』第 12 段が要因となって発生した地名であると想像できます。「のびとめ塚」は、野火止の平林寺裏山にある「野火止塚」であるとされ、奥には「業平塚」と呼ばれる小型の塚もあります。野火止台地に新田が開発され、村が成立する以前から『伊勢物語』に由来する伝説があり、この付近が「のびとめ」と呼ばれていました。野火止の地名の由来はここにありますが、中世の頃に盛んに行われていた焼畑農法に由来するものとの考え方も有力であり、詳しい部分については解明されていません。その後、徳川幕府が文化 7 年(1810)に着手し、天保元年(1830)に完成した『新編武蔵風土記』の平林寺の野火止塚の項にも、『伊勢物語』と『廻国雑記』の文が引用されています。

川越藩による新田開発が着手される前の台地上の景観については、一面茅の原であったと考えられています。しかし、焼畑により耕作された後に放棄された土地は、まず、草本類のうちイネ科植物が繁茂し、その後ススキが大勢を占め、ススキは株が肥大化すると消滅し、鳥や獣によって運ばれた樹木類の種子が発芽し繁茂するようになると言われていました。その考え方によると、一面茅の原というのではなく、茅の原の中に樹林地が所在するといった光景を想像することもできます。

また、台地上で全く水を得ることができなかったわけではありません。平林寺山と呼ばれる下末吉残丘の直下には、平林寺移転後に「弁天池」と呼ばれた池があります。この池は宙水より湧出し形成された池と考えられており、野火止新田の開発に際して利用されなかったと言い切ることはできません。黒目川流域や柳瀬川流域に生活する人々による焼畑農法が行われていたとすれば、未開の台地の開発ではなく、すでに一部が耕作された土地に川越藩が新田開発を試みたと思像することもできます。

また、草や燃料を確保するための入会地であった可能性も考えられます。このような状況に配慮しつつ、松平信綱は自給自足の形態、短冊形地割による新田開発を実践したのではないかと考えられます。

イ 玉川上水

徳川家康が江戸に幕府を開いた当初、江戸城下はもちろんのこと、江戸近郊においても政治面・軍事面・流通面・生業面等の整備は万全ではありませんでした。町並みが整備されつつある慶長 14 年(1609)頃、江戸の人口は約 15 万人(前ルソン総督ドン・ロドリゴ・ビベローの見聞録)であったと言われています。3代将軍家光の時代(1623～1651年)には参勤交代の制度が確立し、大名やその家族、家臣が江戸に住むようになり、商工業に従事する人口も増加の一途をたどり、江戸は著しく発展します。

江戸の町は海岸に近い湿地を埋め立てた造成地が多かったため、井戸を掘っても塩分の強い水が出てきて、飲料水には適していませんでした。また、溜池上水と神田上水だけでは生活水が不足するようになりました。

4代将軍家綱の時代(1651～1680年)には、増大する水需要に応じるための新しい上水の開発が必要になり、承応元年(1652)に、多摩川の水を江戸に引き入れる計画が立案されます。その工事の総奉行に老中で川越藩主の松平伊豆守信綱、奉行に神尾備前守元勝、水道奉行に伊奈半十郎忠治(没後は半左衛門忠克)、工事請負人に庄右衛門と清右衛門の兄弟が選ばれました。天明 8 年(1788)に稿を起し、寛政 2 年(1791)に完成した『上水記』によれば、承応 2 年(1653)4 月 4 日に着工、11 月 15 日完成したとあります。羽村取水口から四谷大木戸までをわずか 8 か月(この年は閏年で 6 月が 2 度あるため 8 か月)の工事で水路を掘り上げたこととなります。

しかし、『玉川上水起元並野火留分水口之訳書』によれば、工事には 2 度の失敗があったと言います。1 度目は、現在の国立市青柳から水を引いたものの、府中八幡宮下あたりで流れなくなってしまい、旧甲州街道南段丘下にある古堀がその跡と言われています。2 度目は、福生から掘り始めたのですが、現在の福生市熊川付近で、浸透性の高い土に水が残らず吸い込まれてしまう水喰土に当たってしまいました。この開削工事の跡が「みずくらいど公園」に残っています。3 度目に、松平信綱の家臣で土木技術に精通していた安松金右衛門の、羽村から取水し四谷大木戸まで引くという提案によって、高



左・野火止用水 中央・小川用水 右・玉川上水本流

図 2-4 野火止口樋管改修記念

低差約92m・延長約43kmの玉川上水が完成したと言われています。『玉川上水起元並野火留分水口之訳書』は『上水記』が完成した12年後の享保3年(1803)に、普請奉行佐橋長門守佳如が老中松平伊豆守信明に提出した報告書で、当時八王子千人同心であった小島文平の書上に基づいています。この文書の発見者で、在野の歴史家であった三田村鳶魚(1870～1952)は、『玉川上水の建設者 安松金右衛門』の中で安松金右衛門こそ玉川上水の開設者であるとしています。

ウ 松平信綱による藩政

4 代将軍家綱の時代には、社会も安定し始め、技術の発展や小農の自立、領主による大規模な土木工事が行われていきました。この時期、幕府や各藩の奨励のもと、湖や潟・浅瀬等で埋め立てや干拓が行われ、丘陵地帯や台地、谷地等の内陸部でも新田の開拓が行われるようになり、耕地が飛躍的に拡大しました。

17 世紀において、江戸を囲む城(小田原・川越・忍・岩槻・佐倉)は、江戸を守る軍事的拠点として老中が城主となりました。その一つである川越城の城主となった老中松平信綱は、領内において積極的に新田開発を推進し、農業技術の普及に努めました。寛永16年(1639)、信綱は6万石で忍城から川越城へ入封すると、荒川の流路を入間川に合流させたほか、川島領大囲堤の築造や、領内のきめ細かな農業技術の指導や農産物の改良等を進め、生産を飛躍的に発展させています。慶安元年(1649)、信綱は領内の総検地を実施し、租税の法を決めました。さらに、商品や生産物の運送のため新河岸川の水運を整備し、河岸場を設け流通の拠点を整備しました。川越城の修築も信綱によってなされたものが多く、城下町もこの頃に整えられています。信綱にとって、国土の開発と社会の安定を図ることこそ老中として幕府に奉公を尽くすことであり、川越領を幕府の農事試験場的な役割と考えていたと言えます。そして最も計画的な新田開発に取り組もうとしていました。

川越藩による武蔵野開発には、2つの方針がありました。第一は、小農民の経営を安定させて、本百姓としての自立と農業生産の向上を図り、本田畑からの年貢収取を増加させること、第二は、年貢対象地たる耕地を増加させる新田開発の推進です。野火止台地開発の拠点となったのは、川越藩の陣屋でした。

江戸前期の新田開発は、低地を田に変えることが中心でした。信綱も当初は、旧来の村周辺の開発を始めます。しかし、この土地は秣場(まぐさば)として利用されており、野銭を上納していた近隣の村々からは、新田開発に伴って秣場が利用できなくなることへの反発が起きました。そこで、紛争を避けるために旧来の村や秣場から離れ、未開の台地上の開発を行ったものと思われます。水の乏しい土地での「新畑開発」は当時でも類を見ない事例でした。

榎本弥左衛門『萬之覚』によると、「武蔵野火留新田、同巳(承応2年)之春中ヨリ同八月中迄五十四五間家出来申候」とあります。幕閣として玉川上水の工事が命じられた承応2年(1653)の春、信綱は野火止に新田(実際は畑のみ)を取立て、8月までに54、55軒の農家をここに移住させ、1軒につき金2両・米1俵ずつを貸付けて開発させました。信綱は野火止に広大な陣屋を設置し、家臣を常駐させて開発の指導に当たらせ、耕地を計画的な短冊形に区画し、新しい村(野火止村、西堀村、菅沢村、北野村)をつくり、さらに周辺の他領16か村をはじめ、松平家の一門や家臣までも参加させました。この開発は、川越藩の実施した畑作新田開発のうち、最も計画的かつ精力的なものであり、領主や一門・家臣と農民が一体となって江戸近郊の武蔵野台地における耕地拡大策を図る幕府農政に先行した先駆的な事例と言えます。

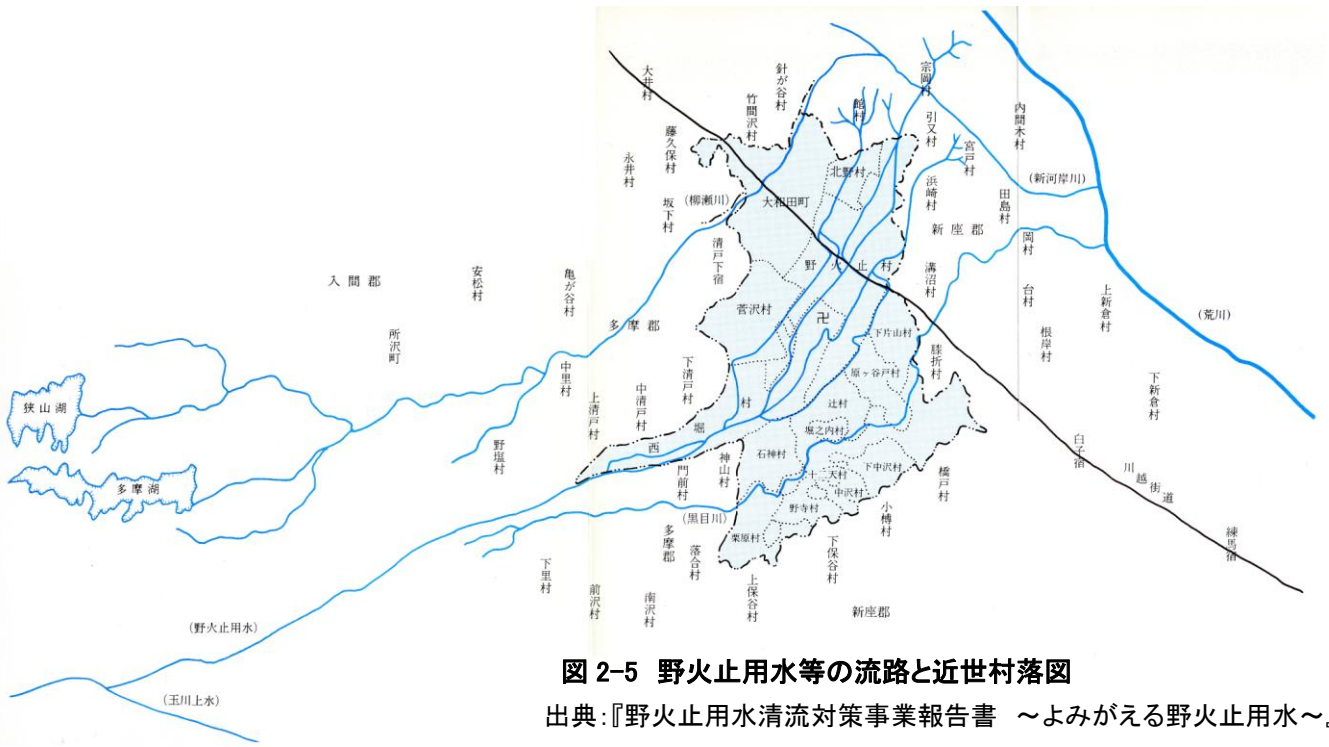


図 2-5 野火止用水等の流路と近世村落図

出典：『野火止用水清流対策事業報告書 ～よみがえる野火止用水～』

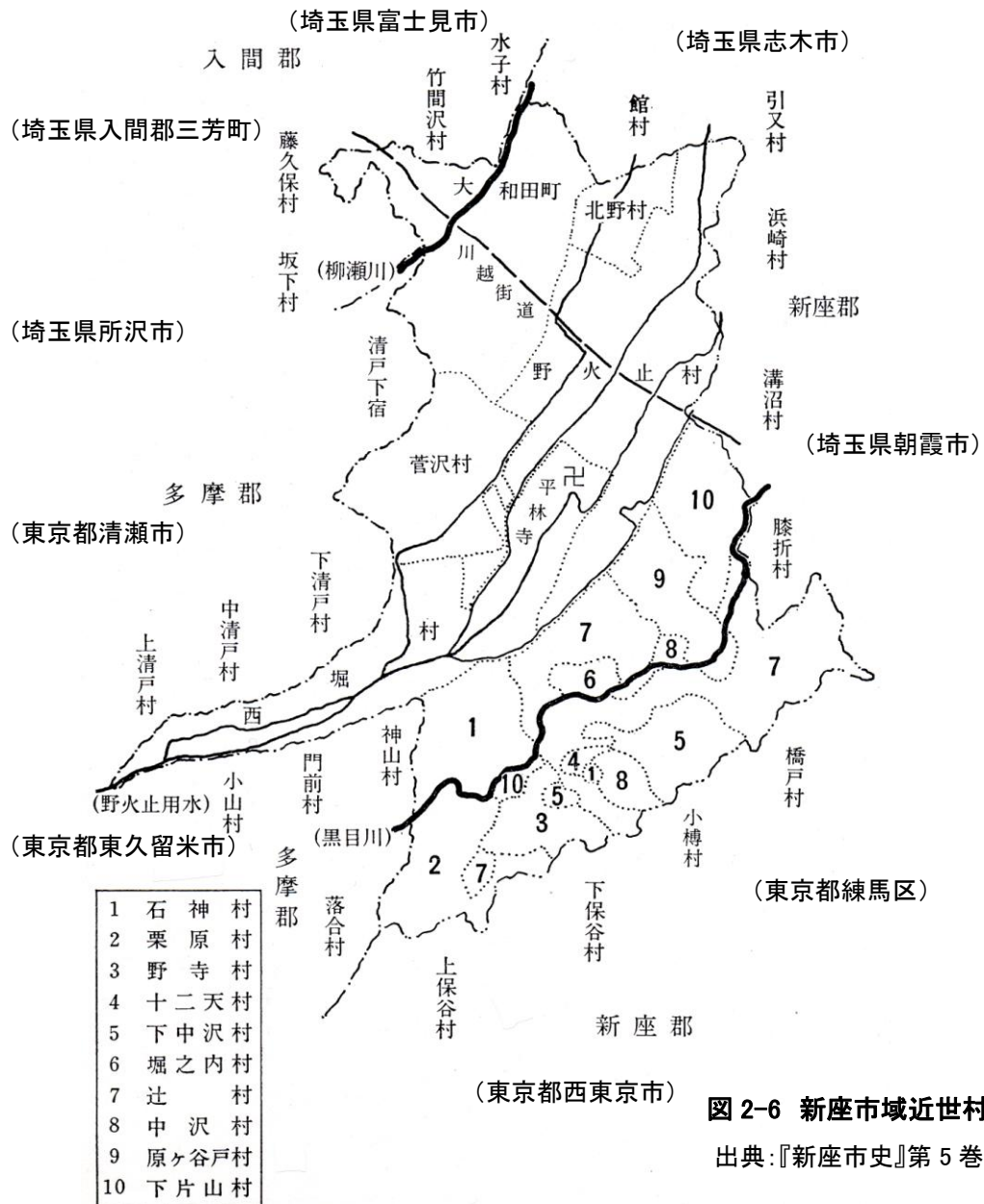


図 2-6 新座市域近世村落図

出典：『新座市史』第 5 巻通史編

表 2-1 寛文元年(1661)の検地

村名	反別	村高
野火止村	190 町 6 反 5 畝 22 歩	349 石 9 斗 9 升
菅沢村	90 町 11 歩	165 石 2 斗 1 升
西堀村	95 町 5 反 9 畝 4 歩	50 石
北野村	26 町 8 反 3 畝 1 歩	49 石 2 斗 5 升
出作 16 か村*	101 町 2 反 6 畝 20 歩	185 石 8 斗 8 升 7 合
総計	504 町 3 反 4 畝 28 歩	800 石 3 斗 3 升 77 合

*出作 16 か村(片山・辻・中沢・石神・神山・門前・小山・
墓股・館・針谷・大和田・中野・下宿・下清戸・上清戸)



図 2-7 寛文元年(1661)野火留村検地帳

開発直後の明暦 2 年(1656)に検地が行われた記録がありますが、現存しないため、当時の状況は分かりません。正徳 6 年(1716)の『草庵再造記』には、「然明暦丙申歳同国橘樹郡六郷領菅沢村之農夫十有一人于爰来而居住、斯為民家之始、爾来准彼地菅沢新田云尔」とあり、菅沢村は明暦 2 年(1656)に現在の神奈川県横浜市金沢区菅沢から農夫 11 人が入植したのが始まりと解釈できます。

北野村の成立は明らかではありませんが、言い伝えによると近隣の村々から入植したことが考えられます。寛文元年(1661)の「武州新倉郡野火留村年貢割付状」では、北野村の中畑、下畑、下々畑の項目に「当発損面」とあることから最も遅い開発であったことがうかがえます。

西堀村は後年に平林寺領となりますが、平林寺蔵(丙箱 40-2)「寛文元年川越領武蔵野西堀村検地帳」により寛文元年(1661)に検地が行われており、野火止台地における新田開発が広範囲に行われていたことが理解できます。

ここで開発された野火止新田とは、狭義には野火止 1 か村、広義にはほぼ同時に開発された野火止・北野・菅沢・西堀の 4 か村を指しています。しかし、承応 2 年(1653)に 54, 55 軒の農家が入植した土地が、狭義の野火止であったのか、広義の 4 か村であったのかは明らかではありません。ただ、寛文元年(1661)の割付状に本村と記録され、川越街道沿いにある野火止村の開発が最初だと考えるのが妥当でしょう。なお、野火止の語は、当初「野火留」(のびとめ)と記載することが多くありました。

エ 雑木林の形成

川越藩の政策では、雑木林の奨励と萌芽更新の方法が指導されている様子が読み取れます。川越藩が慶安 3 年(1650)閏 10 月 17 日に領内に下した「川越藩郡方条目」の中では、クヌギ・コナラといった雑木林の中心をなす樹木は、材木になるべき木は枝下ろしをして育て、細木は薪にするように命じ、さらに切り口から出た若芽を発育の良い 2 本だけを残して刈り取るように指導しています。これは、近世以降の武蔵野の薪炭林としての雑木利用法に一致しており、川越藩の新田開発に伴う雑木林形成が後世の景観に大きな影響を与えたと考えられます。

オ 野火止用水の開削

野火止台地の新田開発に取り組んだ信綱ですが、元々水の乏しい土地であったので、収量の悪さや移住者の離散に悩まされました。そこで、野火止新田取立ての 2 年後、承応 4 年(1655)2 月 10 日、

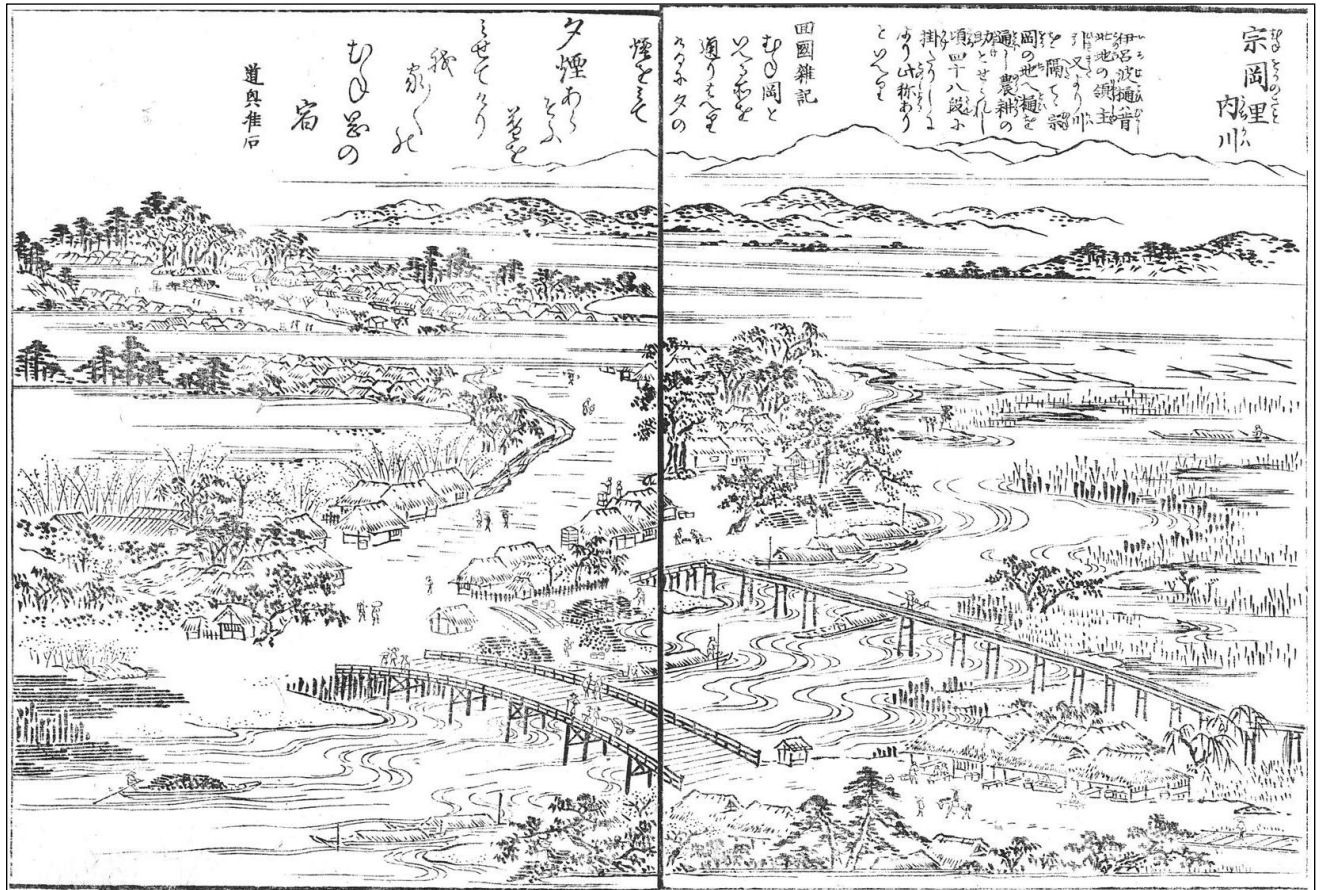


図 2-8 江戸時代後期のいろは樋

出典:『江戸名所図会』「宗岡内里川」

川越藩は安松金右衛門を普請の奉行として、玉川上水を多摩郡小川（現在の小平市中島町）の地から引水し、約 40 日後の 3 月 20 日頃、野火止までの水路を開削完成させました。川越の商人であった榎本弥左衛門『萬之覚』によると、堀の長さは野火止まで 4 里、水底の堀幅は 3 尺であり、分水口より野火止までの高低は約 30 間 (54m) とあります。

野火止用水は、武蔵野開発の一環として、野火止台地開発のために入植した人々の飲料水・生活水確保を目的に開削された用水で、全長は 24km に及びます。野火止新田に入るまではほとんど使用されず、西堀村に入ってから幾筋にも分水し、西堀・菅沢・野火止・北野の屋敷地の周囲を流れました。また、川越藩主大河内松平家の歴代が眠る平林寺や川越藩の陣屋にもその水が流れ込んでいました。さらに、下流域では、万治 2 年 (1659) と寛文 2 年 (1662) の 2 説ありますが (『志木市史』通史編)、新河岸川を越える樋 (いろは樋) が架けられ、志木市宗岡地区に開発された宗岡新田を潤し、支流が朝霞市宮戸に拓かれた宮戸新田や志木市館地区の水田を潤し、灌漑用水としての役割も果たしていました。天保 7 年 (1836) に完成した『江戸名所図会』においても、引又町 (現在の志木市) の街道沿いを流れる野火止用水と「いろは樋」(図 2-8 右下)、新河岸川の舟運の様子が描かれています。

玉川上水は享和年間 (1800 年頃) には 33 の分水が記録されています。最初に分水されたのが野火止用水で、当時川越藩主であった松平信綱が玉川上水を完成させた功績を認められ、川越藩領の野火止へ分水を許可されたものです。野火止用水は開削後、300 年以上の永きにわたり、西堀・菅沢・野火止・北野等の住民にとって大切な生活水として使用され、人々はこの用水を松平伊豆守信綱公の名を冠して「伊豆殿堀」と呼びました。なお、埼玉県史跡に指定される際も、昭和 18 年 (1943) 7 月の調査段階では「伊豆殿堀」として候補に挙がっていますが、昭和 19 年 (1944) 2 月の指定決定時に

は名称を「野火止用水」と変更し、「平林寺林泉境内」を追加して修正可決されています（「埼玉県史蹟名勝天然記念物調査会会議」）。この名称変更の経緯については明らかではありません。

『東京市史稿上水篇』によると、明治政府により明治 3 年（1870）に「分水口の改正の命」が出され、新しい基準を作って、水不足への対策が講じられました。このとき、野火止用水を使用する各村が野火止用水組合を発足しました。その後、名称の変遷はありましたが、現在まで連続と続く野火止用水使用組合の規約によると、用水の配分方法については、承応 3 年（1654）開設以来の表 2-2 による分水方法を遵守しています。

表 2-2 野火止用水使用組合

村名	現在の市	水量
西堀村	新座市	19 坪 8 合 4 勺
菅沢村		15 坪 5 合
野火止村		31 坪 5 合
北野村	志木市	6 坪 8 合 4 勺
引又村		27 坪 3 合 2 勺
館村		13 坪 6 合 8 勺
宗岡村上		22 坪 8 合
宗岡村中		22 坪 8 合
宗岡村下	22 坪 8 合	
宮戸村	朝霞市	17 坪 1 合 1 勺

カ 短冊形地割の形成

野火止台地の新田開発で生まれた村々は、川越街道や野火止用水を軸に、計画的な耕地形態を有していました。特に野火止村においては、川越街道の両側に並んだ屋敷の検地帳によると、間口幅と奥に続く畑・野の幅が同じであることが読み取れます。街道に直交する形で間口と同じ幅の屋敷・畑・野を連ねて、短冊形の地割とされました。また、畑の収量を示す上・中・下・下々という等級は、実際の収量を調査したのではなく、街道に近い所から単純に割り振られたようです。同様の集落形成は、西堀・菅沢・北野村でも行われ、短冊形地割が野火止台地を代表する集落形態となっています。同じ野火止用水沿岸でも、新座市域外では水利権がなかったり、飲料水ではなく灌漑用水として利用されたりしたため、短冊形地割は形成されていません。

元禄期（1688～1703 年）の幕政を担当した柳沢吉保は、将軍綱吉の小姓より側用人となり、川越藩主となるとともに同年老中格に進んだ人物ですが、川越藩に入封後、川越城に居することもなく政務に忙殺されていました。吉保は後に、所沢台地の広大な原野を開発し、論語より名をとった三富新田を開きます。武蔵野台地の畑作新田開発の代表とされている三富新田や、玉川上水流域における幕府による新田開発等の模範となったのは、信綱による野火止台地の開発でした。



図 2-9 川越街道沿いの短冊形地割（昭和 24 年空撮）

表 2-3 短冊形地割の間口及び奥行の平均的数値（単位：間）

村名	間口	屋敷	上畑	中畑	下畑	下々畑	野	合計
野火止村	15	6～8	60	100	140～150	40	50～80	416
菅沢村	45	5～6	45	75	105	30	30	300
西堀村	15	16	125	202	309	88	114	1,198
北野村	7.5	—	—	—	—	—	—	480

キ 江戸期の生産物

元禄 7 年(1694)の「菅沢村明細帳」によれば、「桑・茶、真綿、米」は無く、畑の作物として、「むぎ(麦)、あわ(粟)、ひえ(稗)、いも、おかほ(陸稲)、もろこし、かりまめ、そば、なす、え」が栽培されていたと記録されています。また、「野火止宿明細帳」(近世後期と推定)によれば、「粟、稗、大麦、小麦、もろこし、芋、瓜、茄子、大根苧・大豆・陸稲、蕎麦」が作付されていました。生産物からも、野火止用水が農業用水として開削されたものではないことが分かります。

ク 高崎藩の所領に至る経緯

松平信綱が寛文 2 年(1662)に死去した後、甲斐守輝綱は 7 万 5 千石を継嗣して武蔵野開発を継承するとともに、寛文 3 年(1663)に岩槻から野火止に平林寺を移し、用水を境内に引き入れ父の遺業を完成させました。松平家(信綱の家系を大河内松平という)が開発を手掛けた野火止台地ですが、当時この土地が松平家の所領になったという記録はありません。永遠に開発地を所領として持ち続けるのは不可能であり、川越から他に転封すれば領地ではなくなることは松平家も認識していました。実際、輝綱の子の信輝は元禄 7 年(1694)に下総古河藩へ転封になって野火止台地の支配権を失い、同時に柳沢吉保が 7 万 2 千石で川越藩主となります。宝永元年(1704)、吉保は 15 万 1 千 2 百石で甲府に移封され、代わって秋元喬知が甲斐谷村より 5 万石で入封しました。このとき、信綱の孫で高崎藩主であった松平右京大夫輝貞は、川越領の大和田町・野火止村・菅沢村・北野村・平林寺領西堀村を、先祖の墳墓の地であるので所領としたいと將軍綱吉に願い出ます。綱吉は、柳沢吉保の娘婿であり、側用人として綱吉に近侍していた輝貞の願いを聞き入れ、「武蔵野国新座郡のうち先祖の廟所これ有り、願いに付いて永く下し置く」の文言をそえた知行宛行状を与えました。以後 5 か村は、高崎藩の飛び地として、明治 2 年(1869)に松平右京亮輝声が版籍奉還するまで大河内松平家が支配することになります。このような所領の変更の背景には、①信綱による野火止台地の開発、②住民たちによる信綱への謝意、③大河内松平家の菩提寺である平林寺の存在、が大きかったのでしょう。

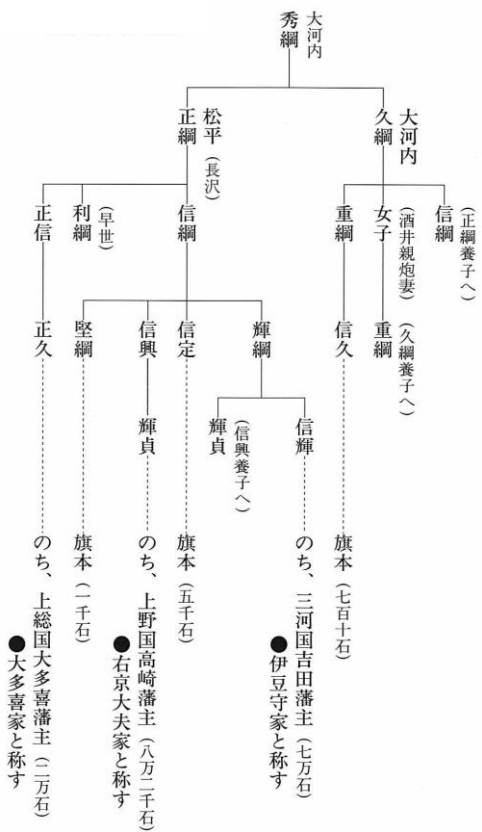


図 2-10 大河内松平氏系図

出典: パンフレット『平林寺』

(3) 平林寺境内林の変遷

ア 平林寺

金鳳山平林禅寺は、臨済宗妙心寺派の古刹であり、禅の専門道場として知られていますが来歴をたどると、南北朝時代の永和元年(1375)、武蔵国騎西郡渋江郷金重村(現在のさいたま市岩槻区平林寺)に、石室善玖禅師を開山として、大田備中守により創建されました。その後、天正 18 年(1590)に豊臣秀吉の岩槻攻めに際し、伽藍の大半を焼失しましたが、徳川家康の加護を受け、騎西郡内に 50 石の朱印地を得るとともに、天正 20 年(1592)には駿河国臨済寺から鉄山宗鈍禅師を迎えて中興を果たしました。

平林寺の大檀那であった大河内秀綱以来、霊廟となり、やがてその孫の松平信綱は、正保 4 年(1647)に常陸国新治・武蔵国埼玉二郡において1万5千石の加増を得ました。その当時の住職・幽巖禪師と信綱のやりとりが、平林寺所蔵の「金鳳山住寺籍」に記録されています。

「大檀越四位侍従信綱公者三位頼政公之的孫也、定主乎西川(川越)之地、老臣乎東江之府、或時謂予(幽巖)曰、川(川越)与江(江戸)中間有浩乎平原、是我附庸野也、(中略)則野火留干玄玄因目地於野火留亦豈浪也、於此勝状僉云宜營梵坊、雖然新創建之一今方所幕下制也、夫平林精舎従我祖父以来敬恭道場也、挽移于此地、教育下我兒孫永作中金湯之一固予(幽巖)譬論曰、池水澄処月無不至、檀越信処仏豈不応、公(信綱)謂喟々然不言乎、(後略)」

松平信綱は、祖父以来の菩提寺であり、徳川家康により再興された平林寺を、江戸と川越の間に位置する野火止の原野に移転しようと考えました。幽巖禪師はこれに対し「池の水が澄んでいる所に月が至らないことはない。檀家の信じる所にどうして仏様が応じないだろうか。」と答えています。この一節は水のない所で人々は暮らすことができず、平林寺の移転もできない、と解釈できます。幽巖禪師の返答に、信綱は反論できませんでした。

この記録から、信綱が野火止新田の開発にも着手していない頃から、平林寺の野火止移転を考えていたことが読み取れます。その後、野火止台地の新田開発を実施し、幽巖禪師の返答を受けてのことかは分かりませんが、玉川上水や野火止用水を開削します。信綱の死後、寛文 3 年(1663)に平林寺の野火止への移転を成し遂げましたのは子の輝綱でした。大河内松平家の菩提寺として岩槻から伽藍、墓石等の全てを移しましたが、移転先に川越藩の陣屋の隣であり、現在「平林寺山」と呼ばれる独立丘を選んだのは偶然ではないでしょう。

移転した際、本村野火止の内、西堀・西屋敷分を寺領として朱印地 50 石を領しました(「家綱朱印状写」平林寺史)。寺社に対する朱印地は、その寺社の格式を示すとされますが、埼玉県内では 50 石を超える朱印地はあまりありません。このことは平林寺が格式高い寺院であることの証であり、大河内松平家一門が開発に携わった西屋敷を含む西堀村を平林寺領(寺社領)とする等、一連の開発が平林寺移転を中心に行われていった経緯がうかがえます。『江戸名所図会』「平林寺」には、伽藍配置と境内林が描かれていますが、野火止塚の位置が異なるため、どの程度の写実性があるかは分かりません(図 2-12)。また、同「平林寺大門」には、川越街道を往来する人々と、その脇を流れる野火止用水、そして平林寺へ参詣する人々等が描かれています(図 2-11)。



図 2-11 江戸時代後期の平林寺大門

出典:『江戸名所図会』「平林寺大門」

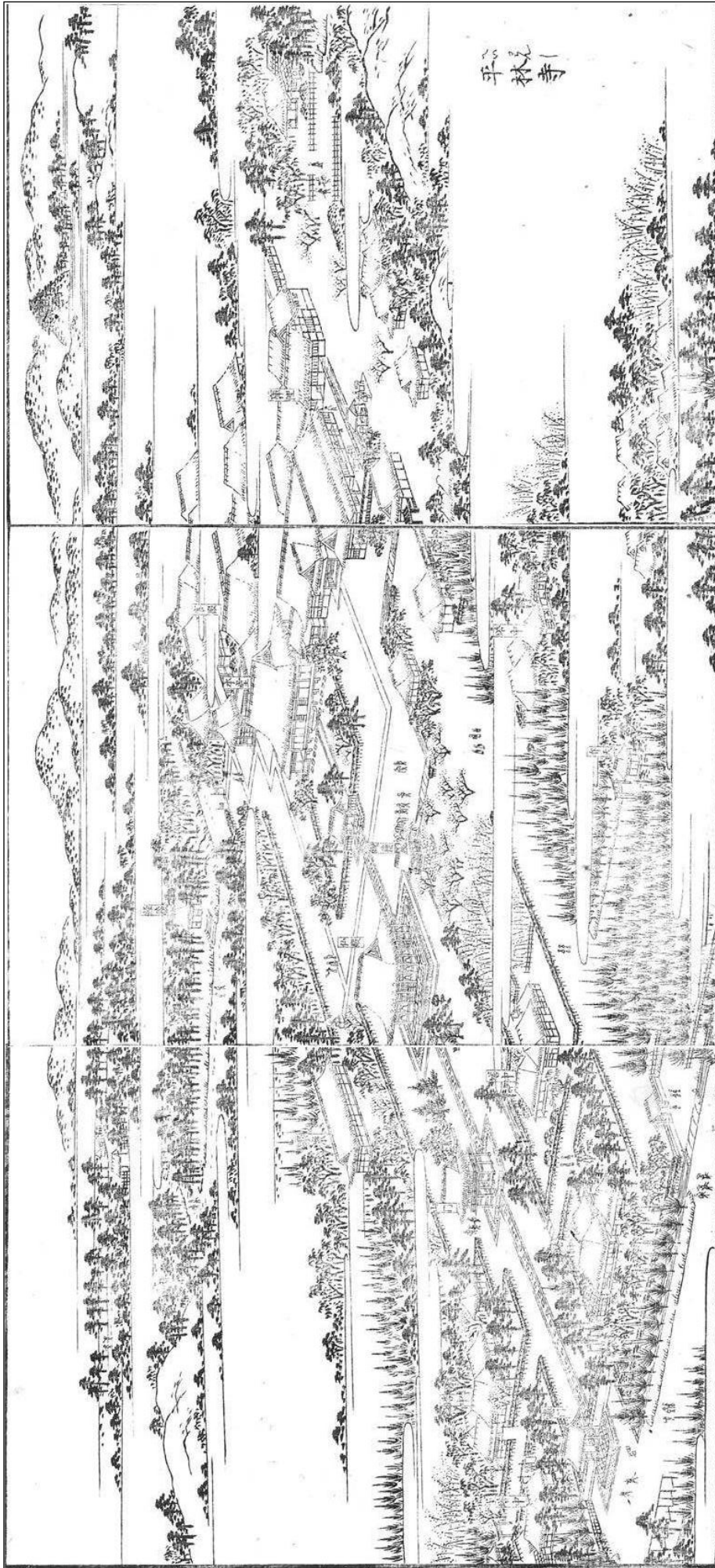


图 2-12 江戸時代後期の平林寺境内

出典：『江戸名所図会』「平林寺」

平林寺は前述のように元禄期(1688～1703年)に一時、大河内松平家の所領を離れましたが、高崎藩の飛び地として同家の所領するところとなります。慶応4年(1864)に法堂、玄関、庫裡等を焼失しましたが、移転前後に再建された惣門・三門・仏殿・中門は災いを免れました。この直線上の伽藍配置は禅宗様式を示す代表的な形式です(図2-13)。また、約40haを有する広大な敷地は、明治維新や第二次世界大戦後の混乱を乗り切り、規模をほとんど縮小することなく古刹の威風を保ち、現在に至ります。

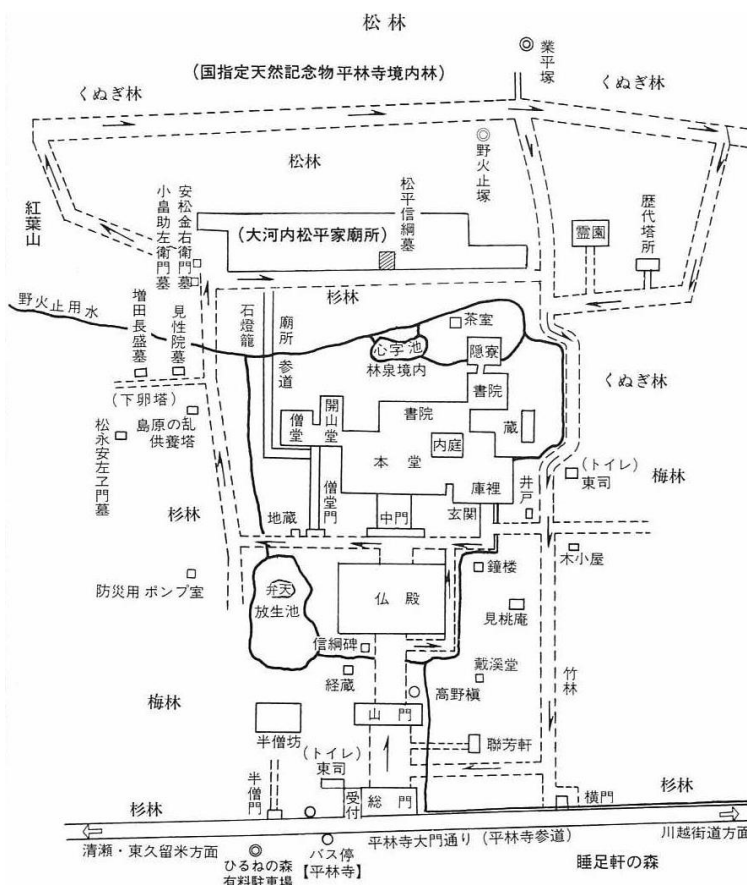


図2-13 平林寺境内案内図

出典:パンフレット『平林寺』

イ 大河内松平家の廟所

文禄4年(1595)、大檀那大河内秀綱の祖母寿参尼が岩槻の平林寺に埋葬され、元和4年(1618)には大河内秀綱、正保2年(1645)には松平信綱の実父大河内久綱、慶安元年(1648)には養父松平正綱が死去し平林寺に葬られ、秀綱、久綱、信綱の子女も相次いで葬られ、大河内松平家にとって平林寺は代々の廟所となりました(図2-14)。

松平信綱の嫡男輝綱は川越藩主を務め、孫の信輝は元禄7年(1694)に古河藩に移封され、その後信輝の子信祝の時、正徳2年(1712)に三河国吉田(現在の愛知県豊橋市)に移されますが、以後代々平林寺を廟所としています。信綱の五男信興の養子となった輝綱の六男輝貞は元禄7年(1694)に上野国高崎藩へ入封し、前述のように宝永元年(1704)には父祖の墳墓のある地として武蔵野国新座郡の一部を賜り、以後代々平林寺を廟所としています。信綱が養子となった松平正綱の嫡男正信は父の遺領を襲封し、没後平林寺に葬られ以後代々平林寺を廟所としています。

廟所を大別すると大きく3区分することができます。正式参道正面に大河内秀綱の墓、右側に大河内久綱の墓、左側に松平正綱の墓が位置し、久綱の墓の右側一帯に信綱以下代々の墓が位置します。また、正式参道の正面左手、松平正綱の墓とともに石柵で囲われた一帯は松平正綱の嫡男正信以下代々の墓が並びます。さらに、松平信興を祖とする輝貞以下代々の墓が、正綱一族の墓の奥に2列に並ぶように位置します。

廟所の調査が、昭和46年(1971)に『郷土史新座』の編集に際して行われ、次いで昭和56年(1981)には新座市史編さん事業による『新座の金石文』調査、さらに昭和62年(1987)に刊行された『平林寺史』編さん事業による調査が行われています。これらの調査で、114基の五輪塔を始めとする185基の墓石・墓碑類、309基の灯籠等499基の墓石や石塔類の所在が確認されています。

表 2-4 『郷土史にいざ』・『新座の金石文』・『平林寺史』による分類の集計

分類	基数	区分	基数
墓石・墓碑類	185 基	五輪塔	114 基
		宝篋印塔	2 基
		角柱他	66 基
		墓誌、墓標	3 基
石標	4 基		4 基
灯籠	309 基		309 基
種別不明	2 基		2 基
合計	499 基		499 基

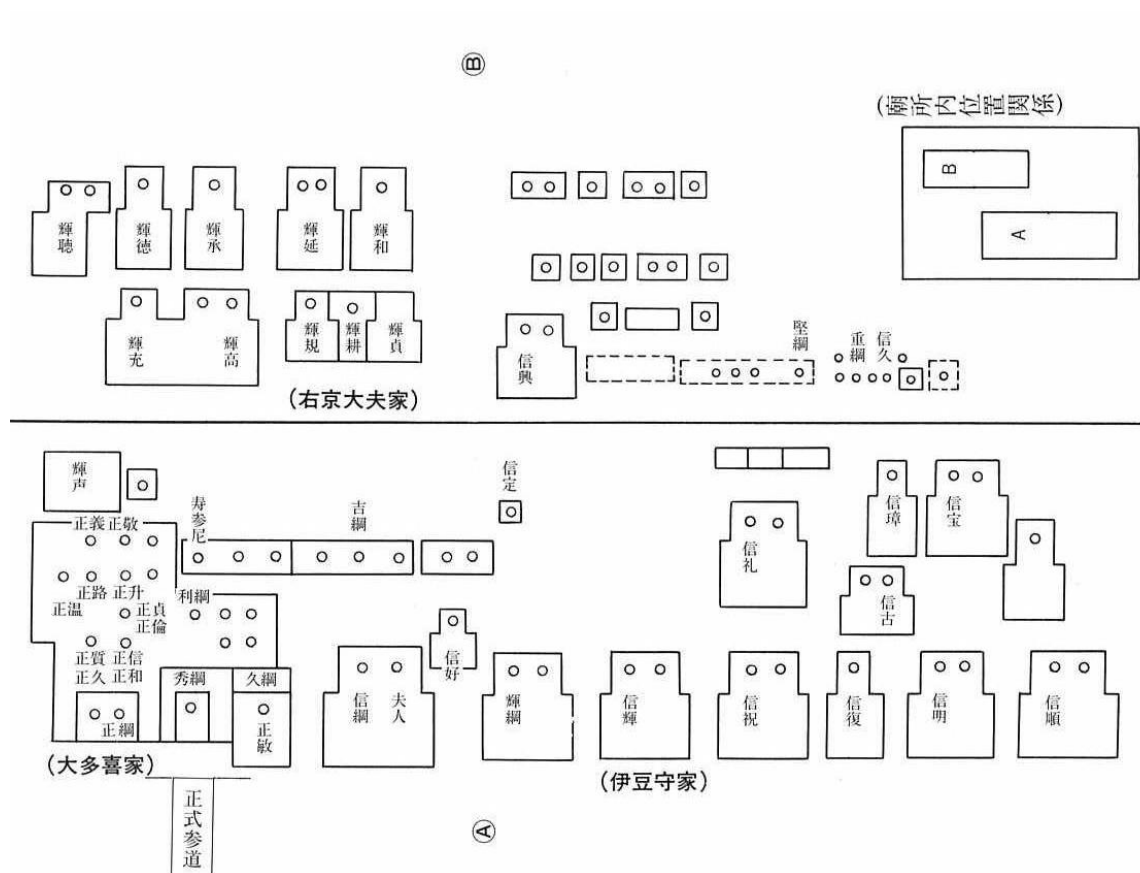


図 2-14 大河内松平家廟所墓石配置図

出典：パンフレット『平林寺』

ウ 平林寺の庭園

平林寺裏山と呼ばれる下末吉残丘の東側裾部と昭和 56 年(1981)に再建された客殿との間に、野火止用水の流れを取り込んだ江戸時代中期又はそれ以前の様相を呈し、地割、石組みの基本的な構造が遺存する池泉回遊式庭園があります。平林寺境内に入った用水は 4 本の流れに分水され、境内を出る前に合流しますが、その一流が庭園の池に注ぎ込んでいます。

庭園は、「平林寺林泉境内」という名称で昭和 19 年(1944)3 月に野火止用水とともに埼玉県の「史蹟(名勝)」に指定されました。なお、この名称は昭和 18 年(1943)7 月の調査段階で見られず、昭和 19 年(1944)2 月の指定の決定時に初めて登場します(「埼玉県史蹟名勝天然記念物調査会会議」)。この間の経緯は明らかではありません。

客殿前芝庭と築山との高低差は 3.4m あり、築山は池の正面に位置します。向かって左側は急に落ち込み、前方と右側部分に約 90 cm 程度下がった平地があります。左側の崖下には、野火止水水からの引き込み水路が築山を巻くように池の中心に向かい、小滝を形成します。水路の左側は、元々の築山頂上部との高低差 2m、芝庭との高低差 1.4m、左側に緩やかに下り裾部を形成しています。

昭和 30 年代に用水が汚濁したため、近くに井戸を掘り、水を溜める貯水槽を築山の奥に設置し、池に流す工事が行われました。昭和 40 年(1965)頃に池のコンクリート護岸と、石を配置する工事、さらに築山と池の左側を盛土し、緩やかな下り傾斜を設け、大石を配する工事が行われています。現在確認されている改修はこの 2 回ですが、かつては、野火止水水の流れが池に注ぎ込み、末は庫裏の中を通り、寺の生活水としてまかなわれていました。

庭園の右側に位置する隠寮が老朽化したため、平成 16 年(2004)から平成 17 年(2005)にかけて隠寮と小書院に建て替えられました。さらに、平成 18 年(2006)から平成 22 年(2010)にかけて、庭園の奥から両側にかけて大規模な盛土工事と石組み、池に注ぎ込む水路等が築造され、多くの樹木・草本類が植栽されました。この結果、庭園を取り巻く様相は大きく変容しました。

なお、庭園は奥庭であり、禅修行の場と重複するため、原則として拝観はできません。

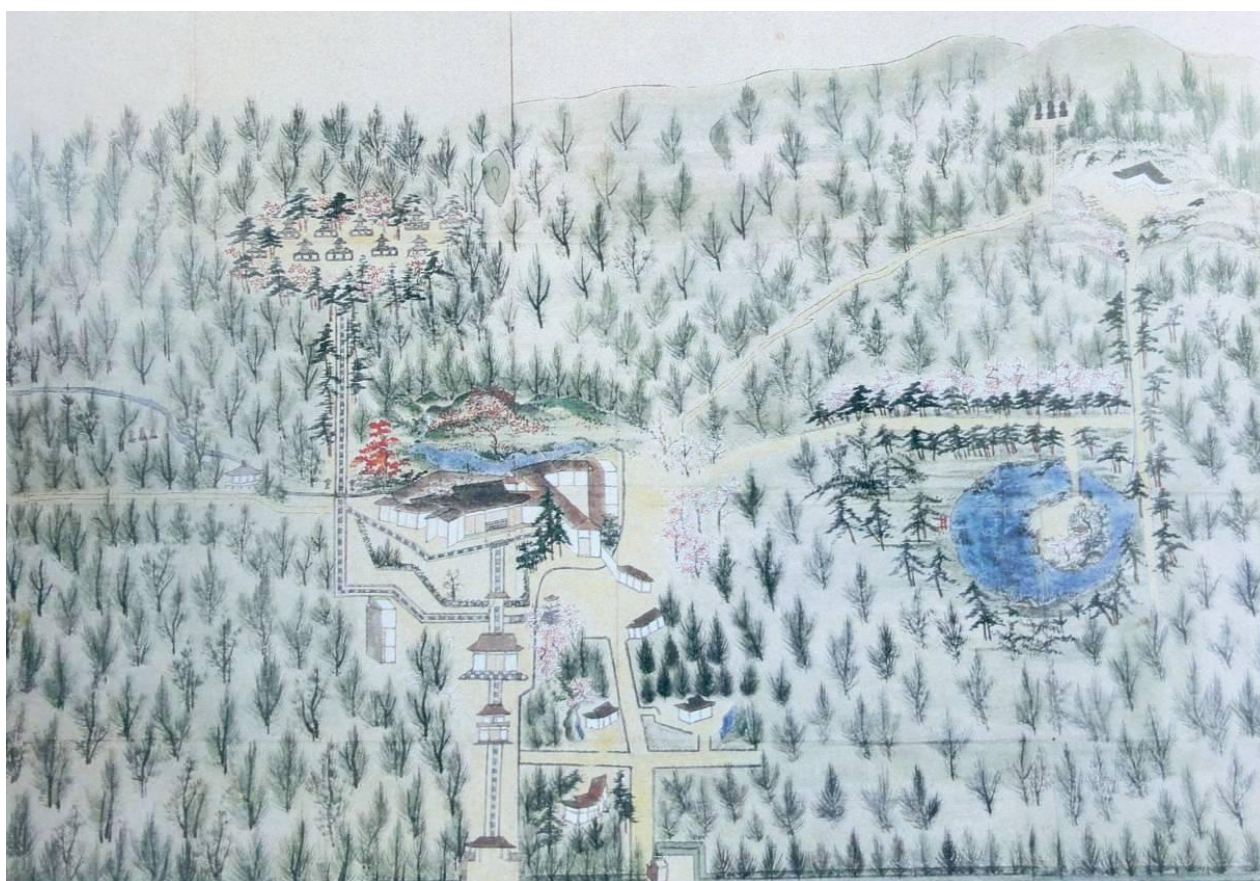


図 2-15 宝永年間(1704~1710)又は宝暦年間(1751~1763)の平林寺 出典:『平林寺史』『平林寺境内絵図』



图 2-16 平林寺林泉境内実測図と写真 出典：『野火止用水自然環境調査及び平林寺林泉境内調査』

エ 平林寺の雑木林

松平信綱によって切り開かれた野火止新田の端部に位置する平林寺は、約 40ha という広大な敷地を有しますが、移転当初の様相は明らかではありません。宝永年間(1704～1710)又は宝暦年間(1751～1763)に描かれたと考えられる「平林寺境内絵図」には、主要伽藍とともに塔頭、本堂裏の庭園、境内に流れ込む野火止用水平林寺堀、大河内松平家廟所、歴代塔所、塔所前の塔頭、弁天池が描かれ、樹木も細かく表現されています。本堂裏の庭園にある池の対岸に、枝ぶりの良い、赤く細かい葉の樹木が主木として一本だけ描かれています。この庭園には、それ以外の樹木はなく、築山の奥は雑木林です。池、築山と主木による象徴的な庭の構成となっています。この主木と同様の書き方の樹木が、絵図左側の大河内松平家廟所の周りにマツとともに描かれています。絵図から主木の樹種を特定することは困難ですが、現在の境内林の構成樹種で枝ぶりが似ているのはモミジです。主要伽藍周辺には針葉樹の大木、大河内松平家廟所と弁天池周辺には針葉樹と思われる樹種、本堂と弁天池の間にはサクラと思われる樹種(『江戸名所図会』に載溪堂櫻車道の表題有り)が描かれています。そして他の場所で描かれている樹木のほとんどは落葉広葉樹と思われ、境内の大半が雑木林であったことが想像されます。

『新編武蔵風土記』や『江戸名所図会』等に描かれた平林寺を見ると、現在「弁天池」と呼んでいる宙水が湧出してできた池の西側斜面に歴代塔所とともに建物を見ることができます。

大正 6 年(1917)測量の大日本帝国陸地測量部地形図「志木」では、主要伽藍周辺と大河内松平家廟所周辺に針葉樹、主要伽藍の北側の一部に畑地、他の地域に落葉広葉樹が分布しています。

昭和 43 年(1968)1 月 18 日付けの文化財指定申請書(写)を基に平成 12 年(2000)2 月に開催した平林寺境内林保存対策会議資料作成作業で、地番調書と「平林禅寺寺域樹林相」図を複写しています。この資料で境内地を地目別にみると山林・畑地・墓地・寺院用地・水路敷等に分けることができ、山林は約 25.9ha あります。そして、平林寺境内林の樹林相は①コナラ・クヌギを主とする林、②コナラやクヌギにシラカシが混在する林、③アカマツを主とする林、④スギを主とする林、⑤モウソウ竹林、⑥その他に区分することができます。

寛文 3 年(1663)に平林寺が移転して主要伽藍が完成し、その後、塔頭の位置は変遷します。しかし、雑木林がどのように形成されたのか明らかではありません。野火止新田の開発に近隣 16 か村の出作が大きな影響を及ぼしたものと思われ、川越藩により奨励された雑木林の植林は境内地においても推進され、広大な雑木林が形成されたのではないかと考えられます。

雑木林から薪を切り出す一定面積の伐採も昭和 20 年(1945)頃まで行われていました。また、肥料が堆肥等の有機肥料から化学肥料に転換する昭和 30 年代頃まで、平林寺の雑木林には多くの人々がクズハキ(落ち葉掃き)に入っていました。それだけではなく、近隣住民によって自家用燃料として毎日のように枯れ枝拾いが行われていました。

戦前から昭和 30 年代まで平林寺雑木林を利用していた状況の聞き取り(『水の利用形態と伝承調査』平成 6 年(1994)から 7 年(1995)にかけて実施)は、以下のようなものです。

- ・ 雑木林の寿命は 15～20 年くらい。平林寺では 50 町歩の山を目安に伐採していた(薪にする)。
- ・ 平林寺から、ヤマを 1 反幾らで借りて、冬の間の薪を採った。
- ・ 平林寺さんの雑木林に、借りて入っていた。クズハキをして、堆肥を作っていた。
- ・ 3 軒で、5 反位ずつ掃いていく。大きい籠に詰めて、背負って、霜でグズグズの畑の中を歩いてきた。篠が増え、(利用が減って)人が燃さなくなり、カレッコ(枯れ枝)ばかりになってやめた。
- ・ 平林寺の山には、毎日何人かのおばあちゃんが、ショイバシゴの簡単なものを背負って、ソダを折

ったり、捨ったりしていた。

- ・ 平林寺のヤマに夕方出かけて行って、カレッコ(枯れ枝)をかいて、背負ってきて、焚き付けに使う。落ちているのを拾うのはいいですよ、と坊さんは言ってくれたが、ヤマ主に怒られておっかない思いもした。

これらのことから、平林寺の雑木林では、面積に応じた利用料を払いクズハキが行われていたことが分かります。どの程度の規模で行われていたかは明らかではありませんが、十数軒程度がクズハキに入っていたと伝えられ、昭和 43 年(1968)に国の天然記念物に指定された頃から減少し、近年までは数軒、現在は 2 軒の農家が行っていると聞いています。

(4) 新座市における近世以降の野火止用水と平林寺

新座市を流れる野火止用水は、都県境の小金井街道から市域に入り大きく 4 本に分かれています。明治 4 年(1871)銘の「野火止用水古絵図」(図 2-3)に見える分水口の状況から、全体として直線的な流れが本流と呼ばれており、新堀、西堀地区を経て本多地区、野火止地区を流れ、東地区から東北地区を抜けて志木市に入ります。支流は 3 本あり、通称としてそれぞれの地域名を取り菅沢・北野堀、平林寺堀、陣屋堀と呼ばれています。

江戸時代前期に開削された野火止用水には、江戸後期から製粉や伸銅のための水車が設置され、動力として利用されたこともあります。特に、地域的に連携した豪農たちが、製粉した小麦粉を江戸に売り込み、江戸の米穀問屋と対立するほどの力を持っていたと言います。産業にも利用された野火止用水ですが、基本的には飲料水としての利用を保ち続けます。

昭和 19 年(1944)には、「史蹟名勝天然記念物法」に基づき野火止用水は埼玉県指定史跡となり、同時に、平林寺の庭園(林泉境内)も埼玉県内唯一の庭園名勝として指定されています。

昭和 24 年(1949)に始まる簡易水道の普及により、飲料水としての利用が減少し、宅地開発の進行で用水は次第に雑排水路状態となりました。そして、昭和 48 年(1973)には東京都の水不足によって、野火止用水への通水が停止され、さらに汚濁が進み、一部は暗渠化され廃絶する水路もありました。一方、平林寺は「野火止用水に沿ったいわゆる武蔵野の一角にある禅寺であって、近時急速に開発された東京近郊において今なお静寂な雰囲気を保っている。境内約 40ha には武蔵野の二次林であるクリ、コナラ、クヌギ、アカマツの林が残存し、林床はクマザサに覆われている。アカハラ、ルリビタキ、アオゲラ、カケス等の各種の鳥類約 60 種が繁殖地あるいは中継、越冬地として利用しているのがみられ、また武蔵野の二次林に生息していたオオムラサキ等もなおここに残存している。多摩丘陵以東のいわゆる武蔵野において今日ほとんどみられないクリ、コナラを中心とした自然の残されたものとして貴重である。」として、国の天然記念物に指定されています(昭和 43 年(1968)5 月 28 日付、「平林寺境内林の指定について(通知)」)。

昭和 48 年(1973)に、平林寺建造物群(惣門・三門・仏殿・中門)が、「寛文 3 年、松平信綱の遺志により子の輝綱が岩槻から現在地に移す。惣門等は移築前後の建立で、禅宗様式を残す貴重な建造物である。」として埼玉県有形文化財に指定されています。

その後、貴重な歴史的文化的遺産である野火止用水を残そうとする地域住民の声の高まりや、埼玉県と東京都との話し合いを端緒に、埼玉県と新座市は「野火止用水復原対策基本計画」を策定し、昭和 49 年(1974)から昭和 53 年(1978)にかけて、野火止用水復原対策事業を実施し、用水路の浚渫や、氾濫防止のための流末処理対策等を実施しました。

また、東京都では、昭和 49 年(1974)に都内の野火止用水とその周辺の緑地を「東京都における自

然の保護と回復に関する条例」に基づき、野火止用水歴史環境保全地域に指定し、保護することとしました。そして、小平市・立川市・東大和市・東村山市・東久留米市・清瀬市の野火止用水流域 6 市が野火止用水保全対策協議会を組織し、野火止用水と用水に隣接する雑木林の保全事業を進めることになりました。

新座市教育委員会は、昭和 50 年(1975)7 月に、「市内を流れる野火止用水は幾本もの支流になっており、それらの支流の文化財としての取扱いについては指定地域が明確になっていませんので他の行政執行をする上で苦慮しています。」として、「埼玉県指定史跡野火止用水の指定地域確認について」照会しました。同年 8 月に埼玉県教育委員会から「野火止用水の県指定地域としては用水の原形をよくとどめている、次の二区域とする。1 野火止用水本流、県境(小金井街道)から川越街道まで 6,712km の水路敷(3.6m)と、土あげ敷(左右各 1.8m)。2 野火止用水支流、西堀分岐点から平林寺を經由し、新座市役所前まで約 2.7km の水路敷と、左右の土あげ敷。」との回答を得ました。

昭和 54 年(1979)には、東京都知事が埼玉県知事を訪問し、野火止用水の清流復活計画により、多摩上流処理場(現在の多摩川上流水再生センター)の下水処理水を活用し、日量 2 万トンの通水が提示されました。

昭和 56 年(1981)には、導水管敷設工事に着手しました。そして、昭和 57 年(1982)2 月に東京都と埼玉県の間で野火止用水清流の復活について覚書が締結され、昭和 58 年(1983)8 月には、埼玉県知事と新座市長との間で、野火止用水の清流復活に対する「基本的な考え方」「施策の実現」について覚書が締結されました。

昭和 59 年(1984)には、導水管敷設等の工事が完成し、高度処理水が再び通水されました。

新座市は埼玉県の補助を得て、昭和 59 年(1984)から昭和 63 年(1988)にかけて、野火止用水清流対策事業を実施し、用水の護岸、緑道の整備工事等を行い、国道 254 号までの本流と新座市役所前までの平林寺堀に、高度処理された水の流れが復活しました。さらに、平成 23 年度(2011)事業で、国道 254 号北側の新座駅南口第 2 土地区画整理事業地内にある野火止用水の復活とともに、新たな水路が敷設され、遊歩道が整備されています。

現在、野火止用水を保全するための組織として、埼玉県内では、新座市・朝霞市・志木市の 3 市によって構成される野火止用水使用組合が存続し、東京都内では野火止用水保全対策協議会が継続しています。さらに、平成 23 年(2011)11 月には、新座市を始めとする埼玉県側 3 市と東京都側 6 市が一堂に会して「野火止用水サミット」が開催され、共同宣言が出されました(P137 参照)。

(5) 指定文化財と社寺

野火止用水周辺に点在する指定文化財と、新田開発・野火止用水に関する指定文化財及び野火止用水沿いの社寺を紹介します。

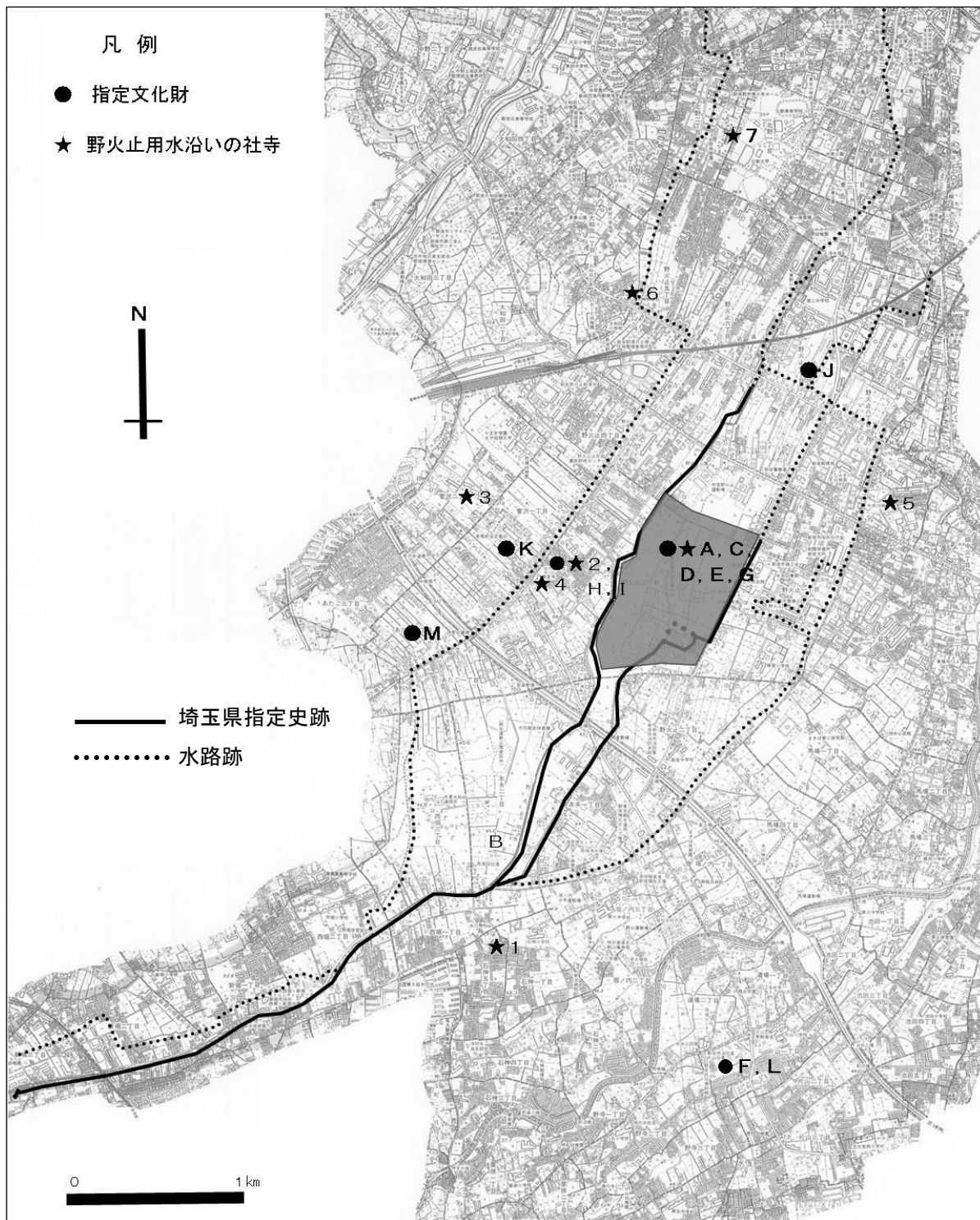


図 2-17 指定文化財と社寺の分布

図中のアルファベット・数字は表 2-5 と 2-6 に対応

ア 指定文化財

文化財保護法、埼玉県文化財保護条例、新座市文化財保護条例によって指定された文化財を以下の表に示します。

表 2-5-1 国・県・市の指定文化財

A	<p>平林寺境内林 国指定史跡名勝天然記念物－天然記念物 新座市野火止三丁目</p> 	<p>約 40ha の平林寺域とその周辺の雑木林等を合わせた約 43ha の広大な地域が指定地です。この境内林は、アカマツ林やコナラ・クヌギ林から成っており、エゴノキ・クマシデ・クリ等の高木も見られます。また、境内林は県内平野部における屈指の鳥類生息地で、カケス・アカハラ・アオゲラ・ルリビタキ等、約 40 種に及ぶ野鳥が、繁殖地あるいは中継・越冬地として利用されています。東京近郊の武蔵野の雑木林が減少の一途をたどっている現在、面積も広く自然の残されたものとしては大変貴重な植生です。昭和 51 年には、睡足軒の森が追加指定されています。</p> <p>(昭和 43 年(1968)5 月 28 日指定、 昭和 51 年(1976)5 月 12 日追加指定)</p>
B	<p>野火止用水 埼玉県指定記念物－史跡 新座市野火止 他</p> 	<p>野火止用水は、承応 4 年(1655)に、当時川越藩主であった松平伊豆守信綱が家臣安松金右衛門に命じ、玉川上水から分水し、開削した用水で、以来 300 年以上の長きに渡り野火止用水沿いの住民に利用されてきました。野火止用水は、小平から新河岸川に至る全長約 24km の用水で、玉川上水の分水 33 か所中最古、最大の用水路です。さらに川越藩という私領への分水は唯一のものでした。昭和 48 年(1973)の止水によって保全状態が悪化し用水としての機能は失われましたが、昭和 59 年(1984)に流れが復活し、近年の野火止用水清流対策事業により、往時の姿を取り戻しました。</p> <p>(昭和 19 年(1944)3 月 31 日指定)</p>
C	<p>松平伊豆守信綱夫妻の墓 埼玉県指定記念物－史跡 新座市野火止三丁目(平林寺)</p> 	<p>平林寺は、松平伊豆守信綱を始めとする大河内松平家歴代の菩提所で、約 3 千坪にわたる墓域の中に信綱夫妻の墓があり、それとともに高崎・吉田・大多喜家の三家の墓があります。松平信綱は、将軍家の信任が厚く、島原の乱の鎮圧の功により、忍城主から川越城主に転封され、台地開発の先駆をなす新田開発や玉川上水・野火止用水の開削等の多くの功績を残した人物です。信綱は寛文 2 年(1662)3 月 16 日に 67 歳で没しました。また夫人は信綱に先立って寛永 13 (1636)年に没していますが、貞淑のほまれが高かったと伝えられています。信綱の法号は「松林院殿乾徳全梁大居士」で、夫人の法号は「隆光院殿太岳静雲大姉」です。</p> <p>(昭和 31 年(1956)11 月 1 日指定)</p>
D	<p>平林寺林泉境内 埼玉県指定記念物－名勝 新座市野火止三丁目(平林寺)</p> 	<p>平林寺の客殿(大書院)の奥に野火止用水の流れを引き込んだ池泉廻遊式庭園があります。庭園は、高さ約 3.4m の築山の正面に池を配した造りで、江戸時代中期又はそれ以前の様相を呈する地割、石組みの基本的な構造が遺存しています。アカマツ・クロマツ・イトヒバ・カマクラヒバ・キャラ・イロハモミジ等が植栽されている小規模な名園です。現在は、庭園の奥に井戸を掘って水を流しています。</p> <p>なお、庭園は奥庭であり、禅修行の場と重複するため、原則として拝観はできません。</p> <p>(昭和 19 年(1944)3 月 31 日指定)</p>

表 2-5-2 国・県・市の指定文化財




E	<p>平林寺建造物群(4棟) 埼玉県指定有形文化財一建造物 新座市野火止三丁目(平林寺)</p>	<p>関東の名刹である平林寺は、永和元年(1375)石室善致によって武蔵野国渋江郷金重村に開創されましたが、寛文3年(1663)に川越藩主松平信綱の遺言によって、野火止に移されました。境内地約40haを有する臨済宗妙心寺派の関東における専門道場です。惣門・三門・仏殿・中門は、本堂まで一直線に配置された禅宗様式をとっています。 (昭和48年(1973)3月9日指定)</p>
	<p>惣門 惣門は、間口2間1尺に1丈4寸の両扉を付し、六本柱の切妻造りで、石川丈山筆「金鳳山」の扁額を掲げています。</p>	<p>三門 三門は間口3間、奥行2間に両扉を付した重層入母屋造りで、楼上是は勾欄を廻らし、中に釈迦三尊像と十六羅漢像を安置し、石川丈山筆「凌霄閣」の扁額を掲げています。</p>
	<p>仏殿 仏殿は間口6間、奥行5間半の単層入母屋造りで、釈迦如来像と迦葉・阿難の脇侍を伴っています。</p>	<p>中門 中門は間口8尺、奥行1間4尺で両扉を付した切妻造りです。屋根裏は化粧垂木で、全体的に惣門を小振りにした造りです。</p>
	<p>野火止新田開発関係資料 埼玉県指定有形文化財一古文書 新座市片山一丁目 (新座市立歴史民俗資料館)</p>	<p>川越藩主松平伊豆守信綱は川越入封以後、寛永末期から正保初期にかけて水田の開発を完成させたのに続いて承応2年(1653)には、武蔵野台地北東端部に位置する野火止台地の畑作新田の開発に着手しました。この野火止新田開発関係資料は、寛文元年(1661)の野火止村検地帳5点と年貢割付状4点で、信綱の押印があります。これらは開発当時の野火止村の検地区分や松平伊勢守・同右京亮の屋敷を始め、松平伊豆守家来の屋敷等の屋敷割も記されており、川越藩の野火止台地開発における基本資料です。 (昭和58年(1983)3月22日指定)</p>



表 2-5-3 国・県・市の指定文化財

G	<p>平林寺文書 埼玉県指定有形文化財—古文書 新座市野火止三丁目(平林寺)</p> 	<p>平林寺文書は、平林寺に所蔵されている中世関係文書で、いずれも岩付太田氏と旧岩付平林寺に発給された内容です。</p> <p>天文13年(1544)閏11月24日付の太田左京亮全鑑書状4通、永禄10年(1567)7月19日付の太田氏資書状2通、北条氏政判物ほか全22通です。</p> <p>関東戦国史研究上重要な史料で、戦国末期の岩付領支配の状況を示す貴重な史料です。</p> <p>(平成11年(1999)3月19日指定)</p>
H	<p>断髪奉納額 市指定民俗文化財—有形 新座市野火止三丁目 (若宮八幡神社)</p>   <p>断髪奉納額模写</p>	<p>明治5年(1872)10月に、断髪奨励の入間県布達が出されました。その内容は「人の精神は頭に宿るので愛護しなければならない。日光や寒風が当たると種々の病源を醸造すると諸方の医者が言っている。いまや開化の時であり、旧習を墨守してはいけない。半髪を止めて、健康を保つべきである。」というもので、断髪は権能保持を主な理由として奨励され、歌に歌われるほど流行しました。</p> <p>菅沢村の40名の人々も様々な思いの中で断髪したのでしよう。髻の下にそれぞれの名前を記念に残し、掲額しています。</p> <p>(平成6年(1994)3月31日指定)</p>
I	<p>力石 市指定民俗文化財—有形 新座市野火止三丁目 (若宮八幡神社)</p>  	<p>村の共同生活の場において、力自慢の若者たちが大きな石を持ち上げ、どこまで歩けるかを競う行事がありました。このときの大石を「力石」といい、行事が終わると神社に奉納しました。</p> <p>(平成6年(1994)3月31日指定)</p>
J	<p>武州里神楽 市指定無形文化財—芸能 新座市野火止七丁目</p> 	<p>野火止の神楽師石山家相伝の里神楽は「相模流」と称しています。相模流の神楽は、県南部で行われている神楽で江戸の里神楽の影響も多く見られます。文政元年(1814)に記した石山家所蔵の「お神楽壇発控帳」によると、石山内蔵之助が文政年間には、神楽師を勤めて村廻りをしていたことが分かり、当時は御門派に属していました。現在の楽器は、大拍子、笛、大太鼓で、曲によって締太鼓や鉦が加わります。石山家所伝の曲には、素面で舞う曲と、面を着けて舞う神夜(能)とがあり、面の舞には、天ノ岩戸、八雲神詠、天孫降臨等の23の舞があります。基本的には無言劇ですが、劇的な構成をとる「八雲神詠」では、翁が言葉を発します。</p> <p>(昭和42年(1967)3月8日指定)</p>

表 2-5-4 国・県・市の指定文化財

<p>K</p>	<p>草庵再造記 市指定有形文化財－古文書 新座市菅沢一丁目</p> 	<p>本文書は野火止台地の開拓村の一つである菅沢村に居住した一農民が、正徳6年(1716)に墓所のある草庵(後の番星寺)の再建に当たり、その由来と村の歴史を記述したものです。これにより、当時の公文書では知ることのできない農民の心情や、開発の過程を簡単ながらうかがわせます。特に、菅沢村の由来が判る唯一の資料です。 (平成元年(1989)3月31日指定)</p>
<p>L</p>	<p>野火止用水古絵図 市指定有形文化財－古文書 新座市片山一丁目 (新座市立歴史民俗資料館)</p> 	<p>埼玉県指定史跡である野火止用水の流域図で、これにより用水の利用状況等を把握することができます。明治4年(1871)に作成されたこの絵図面には、玉川上水の取入口から新河岸川を越えた宗岡までの流末に至る本流や支流関係、用水沿いの道路や橋の状況・廻し堀・伏越し・水車場等、野火止用水の全体像が判る唯一の古絵図です。古絵図は、長さ397cm、幅27cm(最幅52cm)で、南の方角を上部にして全体に彩色されています。 (昭和55年(1980)4月10日指定)</p>
<p>M</p>	<p>旧菅沢村名主資料 市指定有形文化財－歴史資料 新座市あたご二丁目</p> 	<p>菅沢村は、野火止用水の開削とともに開拓された新田4か村の一つで、短冊形の地割や屋敷林等の文化遺産としても貴重な景観を今に残しています。本資料は、近世前期から菅沢村の名主・戸長等を勤めた佐藤家に伝来したもので、内容は名主の基で作成し保存された村方の基本帳簿が、近世後期を中心に比較的よく残されています。特に、寛文元年(1661)の菅沢村検地帳や寛文～宝永年間(1661～1710)の村明細帳等は、「野火止新田開発関係資料」や市指定の旧大和田町役場文書とともに、野火止新田村の開発過程や景観等を示す貴重な資料です。 (平成元年(1989)3月31日指定)</p>

イ 社寺

次に、野火止用水沿いに所在する神社及び寺院を、以下の表に示します。江戸時代、新田開発により成立した村々には、以下に示す社寺があり、厚い信仰とともに、氏子・檀家による季節の祭事が長年に渡り行われています。平林寺については「指定文化財」の項で述べたので割愛します。

表 2-6-1 野火止用水沿いの社寺

1	<p>西堀氷川神社 新座市西堀一丁目</p> 	<p>西堀一丁目にある氷川神社は、新堀・西堀・本多地域のいわゆる在来戸が氏子になっています。明治41年(1908)に氷川神社に合祀されましたが、八軒(新堀三丁目)には鳥居「正一稲荷」の扁額を掲げた稲荷社があり、西屋敷(本多一丁目)には稲荷社が祀られ、西屋敷や八軒の人々はそれぞれの稲荷社にもお参りしています。</p>
2	<p>若宮八幡神社 新座市野火止三丁目</p> 	<p>野火止三丁目の若宮八幡神社は、旧菅沢村の氏神として地域一帯で祀っています。境内には、市指定文化財の断髪奉納額や力石とともに、水神や、昭和24年(1949)に敷設された菅沢西分簡易水道の記念碑等が建立されています。</p>
3	<p>菅沢稲荷神社 新座市菅沢二丁目</p> 	<p>菅沢二丁目の稲荷神社は菅沢稲荷講の講員が氏子です。高崎藩の家老・菅谷清章は主に国元(高崎)で政務を執りましたが、隠居し菅沢の地に隠居所を建て、恵山玄忠入道と称して生活していました。天明2年(1782)に、世話になった菅沢村に隠居所の土地や畑等を寄付します。この土地の一部に稲荷講(菅沢)が稲荷神社を建立し、今も講員によって管理されています。</p>

表 2-6-2 野火止用水沿いの社寺

4	<p>番星寺 新座市菅沢二丁目</p> 	<p>野火止三丁目の番星寺は日蓮宗池上本門寺の末で、西東京市保谷の福泉寺の住職が兼務しています。以前は寮であったものを先代の住職が興したと言います。(『新座市史』第4巻民俗編)</p>
5	<p>野火止氷川神社 新座市野火止八丁目</p> 	<p>野火止八丁目の氷川神社は、旧字名野火止中(野火止六・七丁目)・野火止下(野火止八丁目)・門前(野火止二丁目の一部)・中原(野火止二丁目の一部)・陣屋(野火止一丁目)・戦後氏子に加入した望美台(野火止一丁目の宅地造成のより形成された住宅地)の氏神です。毎年4月28日の例大祭には石山家の里神楽「巫女舞」が奉納されています。 今の社殿は、明治の初めに平林寺の堂を申し受けて移築しました。(『新座市史』第4巻民俗編)</p>
6	<p>神明神社 新座市野火止五丁目</p> 	<p>野火止五丁目の神明神社は、旧字名野火止上(野火止五丁目)・野火止西分(野火止三丁目)・北野(明治40年(1907)に北野村の稲荷神社を合祀後)の氏神です。毎年4月20日の例大祭には石山家の里神楽「巫女舞」が奉納されています。また、北野二丁目には稲荷神社の社があり、それぞれにお参りしています。</p>  <p style="text-align: right;">神明神社の祭礼 (神楽奉納)</p>
7	<p>北野観音堂 新座市北野一丁目</p> 	<p>北野一丁目にある北野観音堂は文政10年(1827)銘の女性ばかり26名の連名による如意輪観音像とともに、月待ち供養の中心となった廿三夜塔が祀られ、北野稲荷講員によって管理されています。 村を守る観音様といわれ、いろいろと願かけする人も多く、歯痛や腰から下の病気にも効果があるとされています。(『新座市史』第4巻民俗編)</p>